

改正案	現行
<p>様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)</p> <p>表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。</p> <p>(イメージ図略)</p> <p>注1 大きさは、直径5ミリメートル以上(体積が100cc以下の無線設備にあつては、直径3ミリメートル以上)であること。</p> <p>2 材料は、容易に損傷しないものであること(電磁的方法によつて表示を付す場合を除く。)</p> <p>3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。</p> <p>4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。</p> <p>(表略)</p> <p>5 <u>工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は「- (ハイフン)」とし、5文字目から10文字目までは登録証明機関又は承認証明機関が一の認証工事設計ごとにアラビア数字若しくは英字又はこれらの組合せにより定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。</u></p>	<p>様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>注1 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。</p> <p>(同上)</p>

- (1) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備が一の無線設備に収められて使用されるものである場合は、当該一の無線設備ごとに工事設計認証番号を定めることができる。
- (2) 一の認証工事設計に基づく適合表示無線設備が法第38条の7第3項に規定する変更の工事をせずに他の認証工事設計に合致する場合は、当該他の認証工事設計に係る工事設計認証番号を当該一の認証工事設計に係る工事設計認証番号と同一とすることができる。

## 附 則

### (施行期日)

一 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 一 この省令の施行の際現に付されている法三十八条の二十六の規定による表示は、この省令による改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 二 この省令の施行の際現に認証を受けている工事設計に基づく特定無線設備に係る法三十八条の二十六の規定による表示は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 四 この省令の施行日から平成二十五年三月三十一日までの間に認証を受けた特定無線設備（法第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備及び特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る特定無線設備を除く。）に付す表示は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、改正前の証明規則様式第七号で定める様式によるものとする。
- 五 施行日を起算日として六月を経過するまでの間に認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備（法第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備及び特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る特定無線設備に限る。）について、第二十条第一項又は第三十六条第一項の規定により当該特定無線設備に付する表示は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、改正前の証明規則様式第七号で定める様式によることができる。
- 六 改正前の証明規則第二十条第一項の規定による表示が付された一の認証工事設計に基づく適合表示無線設備が、法第三十八条の七第三

項に規定する変更の工事をせずに他の認証工事設計に合致する場合は、当該他の認証工事設計に係る工事設計認証番号を当該一の認証工事設計に係る工事設計認証番号と同一とすることができる。